

石綿健康被害救済法
特別遺族年金の受給権者の住所・氏名変更届
特別遺族年金の払渡金融機関等変更届

帳票種別

39580

死亡労働者等の氏名	支給決定を受けた労働基準監督署名
	労働基準監督署

変更処理	枚目	枚中
	<input type="text"/>	<input type="text"/>

必須項目	年金証書番号	管轄局 種別 西暦年 番号	死亡労働者等生年月日	枝番号
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

住所を変更した場合 (住民票の写し等を添付してください。)

郵便番号	市外局番(右ツメ) 市内局番(右ツメ) 番号	都道府県コード
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
住所1 (漢字)	(フリガナ)	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	
住所2 つづき (漢字)		
<input type="text"/>		
住所3 つづき (漢字)		
<input type="text"/>		

銀行・郵便局等を変更したい場合

金融機関名	銀行・金庫 農協・漁協・信組	本店・支店 支所
預金の種類	口座番号(右ツメ)	金融機関コード 店舗コード
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
郵便貯金銀行の支店等又は郵便局	都・道 府・県	市・郡 区
預金通帳の記号番号	番号(右ツメ)	郵便局コード
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

氏名を変更した場合 (戸籍謄本または戸籍抄本を添付してください。)

変更後氏名(カタカナ) : 姓と名の間は1字あけてください。	変更前の氏名
<input type="text"/>	フリガナ
変更後氏名(漢字) : 姓と名の間は1字あけてください。	漢字
<input type="text"/>	氏名の変更年月日
	氏名の変更理由
	年 月 日

上記のとおり住所・氏名を変更した
払渡金融機関等を変更したいので届けます。届出人(受給権者)の

電話番号
市外局番 市内局番 番号 (自宅呼出勤務先)

郵便番号 () - () - ()
フリガナ

住所 () 方
フリガナ

年 月 日 氏名 印

労働基準監督署長 殿

検印	署長	副署長	課長	係長	係

年 月 日 年 月 日

ニ、折り曲げる場合(以下「記入枠」といふ)に記入する文字は、光学的文章読取装置(OCR)で直接読取を行つた上で、この用紙を汚したり、穴を開けたり、必要以上に強く折曲げたりしないでください。

印の欄は記入しないでください。(職員が記入します)

裏面の注意事項を読んでから記入してください。

0	5	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
1	6	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ		リ	ン
2	7	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	
3	8	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ		レ	
4	9	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	一

〔注意〕

- 1 で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に強く折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には当該事項を で囲み(ただし、 及び 欄については該当する番号を記入枠に記入すること。)、 印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りょうに記載すること。
- 4 住所及び氏名を変更した場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えて提出すること。
- 5 金融機関又は郵便局を変更したい場合には、年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者は「金融機関名」欄、 欄及び 欄に、年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者は「郵便局名」欄及び 欄にそれぞれ記載すること。
 なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であって振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」欄は記載する必要はないこと。
- 6 届出人の住所・氏名欄には、受給権者本人の住所・氏名を記載すること。
- 7 この変更届は、所轄労働基準監督署長に提出すること。また、届出人の住所を管轄する労働基準監督署長を経由して提出しても差し支えないこと。
- 8 「届出人氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号

印